

■ 統合的リスク管理態勢の概要について

当金庫グループは統合的リスク管理の基本的な考え方を取りまとめた「統合的リスク管理方針」を制定しております。

近時、金融業務は複雑・多様化しており、金融機関の抱えるリスクは一段と拡大しております。本方針は、このような環境において、当金庫の健全性の確保と収益性の向上を図っていくために、様々なリスクを正確に把握し、適切に管理する必要があるという認識のもと、統合的リスク管理を実践していくことを基本的な考えとしております。

本方針に基づく当金庫グループの統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、ALM委員会をリスク管理統括機関としております。また、牽制機能を強化するためにリスク管理主管部門を経営企画部、リスク管理担当部門を各所管部と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるALM委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営(注)」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の管理状況等について検証・報告しております。

(注)リスク資本配賦運営とは

資本配賦とはリスクに対する備えとして自己資本を割り当てることです。

具体的な資本配賦運営としては、リスク量算出が可能なリスク(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク)に対してはリスク資本を割り当てた上で限度枠(各リスク資本枠)を設定しております。一方、リスク量算出が困難で不確実なリスク(流動性リスク・その他オペレーショナルリスク等)に対しては万一の間接的な備えとしてバッファーとなる自己資本を残しております。

【統合的リスク管理体制図】

